

富田林市要綱第58号

富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が行う建設工事等請負業者の資格要件による等級別区分（以下「等級別区分」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 等級別区分の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 造園工事
- (5) 電気工事
- (6) 消防施設工事
- (7) 管工事
- (8) 防水工事
- (9) 塗装工事
- (10) とび・土工工事
- (11) 水道施設工事
- (12) 解体工事
- (13) 管更生工事

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する以外の工事を対象工事とすることができる。

(対象業者)

第3条 等級別区分の対象となる業者（以下「対象業者」という。）は、本市の入札参加資格審査を経て登録された業者のうち、前条に規定する対象工事の入札参加を希望する業者とする。

（入札参加希望登録業種数）

第4条 本市における入札参加希望登録業種数（対象工事を含む。）は、1業者につき5業種までとする。

（等級別区分の方法）

第5条 対象業者の等級別区分は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果（以下「総合評点」という。）を基に別表に定める区分により判定する。

2 市内に本社又は本店等を有し、かつ、当該本社又は本店等を営業の拠点としている業者（以下「市内業者」という。）にあつては、富田林市工事成績評価点活用基準第8条第1項に基づき、総合評点を調整するものとする。

（市内に支店等を置く場合の特例）

第6条 市外に本社又は本店等を有する業者が、市内に支店又は営業所等を置く場合は、当該支店又は営業所等を市内業者とみなすことができる。この場合において、等級別区分は、当該本社又は本店等の総合評点に0.7を乗じて得た点数をその支店又は営業所等の総合評点として判定する。

（等級別区分の判定時期）

第7条 対象業者の等級別区分は、入札時において有効な総合評点により判定するものとする。ただし、市内業者にあつては、市長が指定した期日に提出のあった有効な総合評点を用いて等級別区分の判定をすることとし、その有効期間は判定を行った日から1年間とする。

（等級別区分の変更等）

第8条 市長は、等級別区分の調整が特に必要であると認めた場

合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定規程（昭和52年富田林市訓令第2号）に規定する富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会の審査に付したうえ、等級別区分の調整をすることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成16年要綱第75号）

この要綱は公布の日から施行する。

附 則（平成17年要綱第68号）

この要綱は公布の日から施行する。

附 則（平成18年要綱第4号）

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第106号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第18号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年要綱第73号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第61号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第90号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第13号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第11号及び別表上水道工事の部の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年要綱第77号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第19号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年要綱第10号）

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	等級	総合評点	発注基準額
土木一式工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	3億円以上 5億円未満
	C	730点以上 1,100点未満	2,000万円以上 5億円未満
	D	650点以上 730点未満	500万円以上 1億円未満
	E 1	570点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満
	E 2	570点未満	500万円未満
建築一式工事	A	1,400点以上	10億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	5億円以上 10億円未満
	C	700点以上 1,100点未満	2,000万円以上 10億円未満
	D	650点以上 700点未満	500万円以上 1億円未満
	E 1	600点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満
	E 2	600点未満	500万円未満
舗装工事	A	1,400点以上	2億円以上
	B	1,000点以上 1,400点未満	5,000万円以上 2億円未満
	C	620点以上 1,000点未満	400万円以上 1.5億円未満
	D	560点以上 620点未満	200万円以上 2,000万円未満
	E	560点未満	400万円未満
造園工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	700点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1.5億円未満
	D	620点以上 700点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	540点以上 620点未満	1,000万円以上 3,000万円未満
	E 2	540点未満	1,000万円未満
電気工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	720点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1.5億円未満
	D	640点以上 720点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	560点以上 640点未満	1,000万円以上 3,000万円未満
	E 2	560点未満	1,000万円未満

消防 施設 工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	800 点以上 1,100 点未満	5,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	720 点以上 800 点未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満
	E 1	640 点以上 720 点未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	E 2	640 点未満	1,000 万円未満
管 工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	730 点以上 1,100 点未満	5,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	650 点以上 730 点未満	1,500 万円以上 5,000 万円未満
	E 1	570 点以上 650 点未満	400 万円以上 1,500 万円未満
	E 2	570 点未満	400 万円未満
防 水 工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	800 点以上 1,100 点未満	5,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	720 点以上 800 点未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満
	E 1	640 点以上 720 点未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	E 2	640 点未満	1,000 万円未満
塗 装 工 事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	800 点以上 1,100 点未満	5,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	720 点以上 800 点未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満
	E 1	640 点以上 720 点未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	E 2	640 点未満	1,000 万円未満
と び ・ 土 工 工 事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	720 点以上 1,100 点未満	500 万円以上 1.5 億円未満
	D	600 点以上 720 点未満	130 万円以上 3,000 万円未満
	E	600 点未満	500 万円未満
水 道 施 設	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	3 億円以上 5 億円未満
	C	730 点以上 1,100 点未満	2,000 万円以上 5 億円未満
	D	650 点以上 730 点未満	500 万円以上 1 億円未満

工事	E 1	570 点以上 650 点未満	130 万円以上 2,000 万円未満
	E 2	570 点未満	500 万円未満
解体工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	680 点以上 1,100 点未満	3,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	620 点以上 680 点未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	E 1	570 点以上 620 点未満	500 万円以上 1,000 万円未満
	E 2	570 点未満	500 万円未満
管更生工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	730 点以上 1,100 点未満	3,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	650 点以上 730 点未満	2,000 万円以上 3,000 万円未満
	E	650 点未満	2,000 万円未満

備考

- 1 発注基準額は、設計金額（消費税を含む。）とする。
- 2 市内業者にあつては、造園工事、電気工事、消防施設工事、管工事、防水工事、塗装工事、解体工事及び管更生工事の各等級における発注基準額の下限は、無いものとする。